

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

特別措置費(閣議決定)

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

GRI-LA(L)-1116

Nov 6, 1957

SUBJECT: Request with Regard to the Location of Compensations Liability for Damages and/or Losses Sustained by the Ryukyuan People to their Lands, etc. through the Utilization thereof by the U.S. Armed Forces before the Effectuation of Japanese Peace Treaty

TO: The High Commissioner of the Ryukyu Islands

1. As for the subject on the caption, the Director of Legal Affairs, GRI, did make a presentation to Maj. Gen. Charles K. Gailey, chief of the Office of Civil Affairs & Military Government, Department of the Army, on 10th day of October 1957. When, the General advised and recommended this office to submit the same to the High Commissioner of the Ryukyu Islands. Hence, it is hereby respectfully requested of your Excellency to take into your special consideration the below-explained circumstances.

2. With regard to the question where lies the responsibility for payment of the subject compensations, the Government of the United States has rejected to assume such responsibility, alleging that: "By virtue of the provisions of Peace Treaty, Japan has renounced any and all claims of its people against the United States for damages and/or losses caused by the acts of warfare. It is therefore that there exist no legal reasons and justifications for the Ryukyuan sufferers to press the United States for compensations due for the period prior to 28 April 1952" (as testified by Maj. Gen. William F. Marquat, former chief of the Office of Civil Affairs & Military Government, Department of the Army, at and before the Armed Services Committee, House of Representatives, USA and as reported by Mr. Melvin Price, chairman of the Special Subcommittee, Committee on Armed Services, House of Representatives, Washington, D.C.)

3. The Government of Japan is also refusing to take the responsibility as expressed in the following statements delivered by its representatives:

words "Federation of Okinawa shi-cho-son Military Used Land Committees" and under the same article paragraph 2 item (3) by the elimination of "Federation of Okinawa shi-cho-son Military Used Land Committees3". Article 6 paragraph 4 has been changed by the deletion of the words "Federation of Okinawa shi-cho-son Military Used Land Committees" and substituting therefor the words "Shi-cho-Son Assembly Chairmen's Association".

This office finds no objection to the proposals presented by the Government of the Ryukyu Islands. In view of the general agreement reached in informal discussions between yourself and representatives of this office, it is proposed that the rules and composition of the three committees as presented by the Government of the Ryukyu Islands and inclosed herewith be those accepted.

Sincerely yours,

MRS. ROBERTA RASTORFER
Admin Asst

3 Incl
3 Committees rules

琉法士第一一六号

一九五七年十一月六日

行政主席 当間 重剛

モリア高等弁務官 殿

対日平和条約発効前米軍使用に依る沖縄住民の

土地等に対する損失補償の早期実施について

一 首題のことについては、本月十日米國陸軍省民事軍政局長ゲイリー少将に対する法務局長の説明に対し、この問題は更めて貴官に提出するようにとの同少将の御指示に基き次のことを御願います。

ニ 首題保補責任の所在について米國政府は「対日平和条約において日本は、日本人の米國に対する戦争請求権のすべてを放棄している。従つて琉球人は一九五二年四月二十八日以前の土地使用に對して米國にその補償を強いることは法的根拠がない」として、その補償責任を拒否している。(米國政府下院軍事委員会における陸軍省民事軍政局長ウイリアム・P・マーカット少将の証言及び米國政府下院軍事委員会特別分科委員長メルヴィン・プライス氏の報告書)

三 日本政府もまたおよそ次の理由により補償責任を拒否している。

1 米國もヘীগ陸戦法規によつて占領を行うといつてゐる。従つて戦斗行為から直接起つたものでない土地の補償等は当然やるべきだと思ふ。(一九五六年七月十二日衆議院外務委員会において林法務局長官答弁)

七件
管内
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

2 沖縄は總司令部によつて平和条約発効前から日本の行政府ら
分離されて居り、發効後においては同地における日本の法律は
米軍の採用したものに限つて有効とされている。従つて日本政
府としては補償の義務はないと考える。

(一九五五年七月十三日衆議院内閣、外務法務委員会連合審査
会において中川外務省アジア局長答弁)

3 講和発効前の土地補償については、日本政府として支払いの
余地もなく責任もない。(一九五六年十二月五日衆議院外務委
員会において、石井南方連絡事務局長答弁)

4 琉球住民はヘーグ陸戦規定に関する条約にも明記してあるとあ
り占領期間においても個人の財産権は尊重されて居り、戦行為
から直接起つたものでない土地等の公用のための損失に対する補

償は当然受けるべきものと確信している。例を日本にとつて見る
と一九四五年勅令第六三五号により我々が蒙つておるような損失
に対し日本政府は自己の責任でそれぞれ補償を行つてゐる。

5 然るに以上記述のとおり米、日両国政府から拒否せられ、住民
は最近非常な不安と焦慮に陥つてゐる。

6 この補償を日本政府に請求することについては、当政府が直接
日本政府を折衝してもよいとの御許可は得ているが(一九五七。
三、二七RIODALEO)施政権者たる米国政府におかれても住
民福祉擁護の見地から補償責任が米、日両国政府の何れにあるか
について日本政府と速かに折衝せられ、責任の所在を決定して載
き、受給が早期に実現するよう特別なる御配慮を願ひ度い。

備考

一 米國政府は一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十八日迄の期間に対しては極めて低廉なる土地使用料の支払いをしている（根拠は琉球列島米國民政府布令第一〇五号（一九五三・三・二

三）

三 日本政府は本年七月閣議決定により補正予算で、平和条約発効前の土地等の損失に対する沖縄住民への見舞金として十億円（日円）を支出したが、それには古閣議決定事項の中に「沖縄住民が蒙っている損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金を受けるとなつた場合においては、その金額の内、日本政府が見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰屬せしむるものとする。」とお条件が附せられている。

寫

那第九七一号

昭和三十三年十一月二十日

那羅日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

講和発効前の土地補償に関する弁務官えの要請について
琉球政府では十一月六日付行政主席名で別添の通りモーター高等弁務官宛に標記の要請書を提出したので送付する。

総理府

大

条約第三課長

アジア局長

總務参事

第一課長

総南連第一〇〇〇号

昭和三十三年十一月二十九日

南方連絡事務局

外務省アジア局長 殿

講和条約発効前の土地補償に関し高等弁務官への要請について

琉球政府当間主席は十一月六日付モーター高等弁務官宛に標記に関する要請を文書で行った旨那羅日本政府南方連絡事務所長から別添のとおり報告があつたので御参考までにお知らせする。

32.11.30 局長附

32.11.30

32.12.17 総務室

32.12.2 第一課

167

回覧番号
ア一 1571

総理府

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the High Commissioner
APO 331

HCRI-LO 150

19 Sept. 1957

Mr. Seizo Takashima
Chief, Japanese Government
Nampo Liaison Office
Naha, Okinawa

Dear Mr. Takashima:

Reference is made to your discussion of 1 August with General Vonna F. Burger at which time copies of three regulations in the Japanese language were furnished by you to this office. These papers provided for the establishment of three committees in the Ryukyu Islands to handle the disbursement of funds in the amount of J¥1,100,000,000 to be received from the Government of Japan for residents of the Ryukyu Islands. The committees proposed include the "Committee for Management of Japanese Government Subsidy to the Former Okinawa Prefectural Employees", the "Ryukyuan Repatriates Welfare Fund Disposition Committee", and the "Committee for Management of the Money of Sympathy for the Military-Used Lands, etc."

Your proposal was referred to the Government of the Ryukyu Islands for its consideration and any recommendations it may have. In the reply from the Government of the Ryukyu Islands of 26 August 1957, there was included copies of regulations as attached governing the composition and activities of the three committees in question. It will be noted that the proposals of the Government of the Ryukyu Islands closely parallel those presented by yourself on 1 August and as far as can be determined differ in only two instances. One of the changes is funds in the Rules for the Ryukyuan Repatriates Welfare Fund Disposition Committee in which the number of members from the Government of the Ryukyu Islands was reduced from three to two while the number of representatives from the Association for Realization of Compensation for Overseas Assets was increased from sixteen to seventeen, the actual membership remaining the same.

The second change which is noted occurs in the composition of the Committee for Management of the Money of Sympathy for the Military-Used Lands, etc. Article 5 of the rules of this committee have been changed from your original proposal by the elimination in paragraph 1 of the

(1) "The United States has announced to administer its occupation of Japan in pursuance of the Rules of Land Warfare and the Regulations Respecting the Laws and Customs of War on Land, Hague Convention No. IV of 18 October 1907. It is therefore believed that the United States should compensate for losses and/or damages of land not directly caused by the act of hostilities." (as answered by Mr. HAYASHI, chief of Legislative Bureau, at and before Standing Committee for Foreign Affairs, House of Representatives, on 12 July 1956).

(2) "The Ryukyus has been severed from the administrative jurisdiction of Japan by G.H.Q., S.C.A.P. since before the coming into force of the Peace Treaty. And after the effectuation of the Peace Treaty onwards, only such portions of the Japanese laws and regulations as permitted and adopted by the United States military authorities have remained effective and applicable here in the Ryukyu Islands. Thus, it is thought that the Government of Japan is not obligated to pay the compensations in question." (answered by Mr. NAKAGAWA, chief of Asian Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, at the 13 July 1957 Joint Examination Meeting of three Standing Committees for Cabinet, Judicial Affairs and Foreign Affairs of the House of Representatives).

(3) "The Government of Japan has neither the financial ability nor the legal liability to pay such compensations." (answered by Mr. ISHII, chief of the South Sea Area Liaison Bureau, Prime Minister's Office at and before the Standing Committee for Foreign Affairs, House of Representatives, on 5 December 1956).

4. As specifically provided for by the Hague Convention, the Ryukyuan people's private rights to their properties have been duly esteemed even during the period of occupation. It is therefore considered natural and proper that any and all losses and/or damaged sustained to the lands, etc. not directly through the act of hostilities should be compensated accordingly. For example, the Government of Japan did fulfil its obligation to pay the similar compensations to its people in accordance with the provision of the Imperial Ordinance No. 635 of 1945.

5. Such being the case as explained above, however, the Ryukyuan people are feeling much anxiety and worry as ever for the long-remaining uncertainty of which government, Japan or the United States, should assume the responsibility of paying the compensations in question, now that both governments have declined to assume the responsibility.

6. As for the direct approach by the GRI to the Government of Japan for settlement of the subject compensation claim, it has been approved by the USCAR (RICA-LO 150 of 27 March 1957). In this connection, it is further requested of your office to negotiate with the Government of Japan with the same aim at the earliest practicable date for sooner location of the responsibility and for the expeditious payment of the compensations, even from the viewpoint of protecting the welfare of the people.

(Remarks)

1. For the period 1 July 1950 through 28 April 1952 the United States has paid the very low and cheap rentals (basing on USCAR Ordinance Nr. 105 dtd. 23 March 1953).

2. This year the Government of Japan in its Cabinet council in July has decided to make an ex-gratia payment in the amount of One Billion Japanese Yen from its supplementary budget in token of sympathy for losses of lands, etc. prior to the coming into force of Peace Treaty, but under a condition that such amount of ex-gratia payment shall be refunded or reverted to the national treasury if or when the United States pay the compensations or a solatium to the Ryukyuan sufferers.

JUGO THOMA
Chief Executive
Government of the Ryukyus

追つて正式文書回答あり次第追送する。

総
理
府

十一月十一日 條三 鈴木 外相 閣議

本件
御計は

講和条約発効前に米軍が使用した沖繩住民の土地等の損失補償についての琉球政府行政主席からの照会に対する石原大蔵省主計局長回答について

三ノ一〇二一 条三 平泉

本文書は、総理府南方連絡事務局長が意見を求めたことに対する回答であつて、次の五つの部分から成つてゐる。

- 1、本件と平和条約第十九条との関係
- 2、本件に関し、日本政府は法理上補償の責任を負うものではない。
- 3、沖繩住民は、現在米国に対し請求権を失つてゐない。
- 4、米国政府は、法律上及び行政上支払の責任がある。
- 5、日本政府の責任

平和条約第十九条(2)の解釈について。

この部分は、主計局長意見の核心をなすものであつて同意見の他の部分は、ここで引出された結論の適用にすぎない。その立論は二つの異つた考え方に基づく。その一は、平和条約第十九条(2)が、それ自体、沖繩地域に適用がないとするものであり、

極秘

1

その二は、たとえ適用ありとするも、そこでわが国が放棄した請求権は、国の請求権であつて、国民のそれではないとするものである。いづれの理論によるも、本件について沖繩住民がアメリカ合衆国政府に対して請求権を有するといふ点については、結論は同じである。

(一) 平和条約第十九条(2)にいう「日本国領域」は沖繩地域を含まないとする説について。

この点について主計局長回答は、文理解釈上の理由、条理解釈上の理由、倫理解釈上の理由なるものを上げ、多くの紙数を費して詳論しているが、これを一々について検討することは、条約解釈についての基本的な見解が全く相異している以上、必ずしも意味がないので、以下主要な点について述べることにする。

1、かりに大蔵省見解の如く、平和条約第十九条(2)が沖繩地域に対しては適用なしとする場合には、日本と連合国との関係において戦争中の事態に関する未解決の大きな問題が残されることとなる。平和条約が、戦争状態に終止符をう

2

ち、戦争状態に起因する諸般の問題に対する最終的解決を
与えるものであるとのその基本的性格を考えれば、このよ
うな考え方は極めて異例のことと属するといわなければな
らない。しかも、沖繩地域について、戦争中（占領中）を
含むに生じた重要なかかる問題の解決を、わざわざ平和条
約による処理から排除しなければならぬ特別の理由はな
い。そもそも第十九条(四)項の規定は、後述へ本調書第四項
参照し、するやうに、本来国家間条約をまつて、ことに平和
条約によつて、はじめ解決され得る特殊な問題の解決方
法を規定したものであつて、かかる規定が存在しないとき
には、かかる問題は、一般国際法をもつてしても、又まし
ては国内法上の方法をもつてしても、充分に解決し得ない
ものである。このことは、現在沖繩が有する特殊な地位を
考えればことにそうである。奄美大島復帰協定において、
同島に関して同様な規定があるということは、以上を反駁
するものではない。奄美大島は、一九五三年末に至つて漸
く返還されたのであつて、そこでは占領終結後、返還に至る

までの間に生じた戦争状態と関係のない請求権が含まれて
おり、この点についての処理を規定するにあつて、平和
条約の規定と重複する部分があることとなつたにすぎない。

2、平和条約にいう日本国領域が沖繩地域を含むと解するときは同条約の各条の規定が、日本国領域について、相矛盾した規定をしていることになるとするさまな論については、第一に、沖繩が、平和条約の発効前においても、またその後においても、わが国の領域たるに變りはないといふ基本的な事実が考慮されなければならない。第二に、平和条約の各条文は、それぞればらばらな規定ではなく、一体として一つの条約をなすものであるから、全体の諸規定を一体として解釈しなければならぬことを考慮しなければならぬ。従つて第六条(1)にいう占領軍の使用した財産の返還や、第十五条(2)にいう連合國財産返還補償の規定は沖繩地区に關する限り、同条約第三條の規定によつて、適用の余地も、必要もなくなるのは、これらの規定がそもそも何のためにおかれてあるかを考へるとき、当然かつ自明のことと解する。また主計局長回答にいう海底電線についていえば、沖繩は第一に第四條(1)にいう分離地域ではないから本條の適用はない。従つてこれに關する同局長見解は

3、主計局長見解によれば、平和条約にいう日本国領域とは、昭和二十一年八月二十九日付司令部覚書にいう地域（即ち占領中、わが国の行政が及んだ地域）をさすものとされてゐるが、全く根拠がない考へ方といふべきである。条約解釈について、正文がそれ自身で充分に明白であれば予備交渉を考慮に入れる必要はないとは常設國際司法裁判所がしばしば判示したところであるが（ローチユス号事件）ダニユーヴ河ヨロツバ委員会の権能に關する意見）条約本文と何等の關係もなく、また条約締結の予備交渉資料ですらないかゝる文書を唐突にとりあげ、これに条約解釈上の基本的な重要性をあたえんとする右の見解は法律的にもとより無理なものである。國際法上領域（territory）の字句には明確な意義があるのであつて、このように恣意的な方法でこれを規定することはできないことは当然である。（従つて、平和条約にいう「日本国領域」の意味を大蔵省主計局長意見の如く解するならば、それは明らかに沖繩に対する

根拠を失う。

諸平和条約に共通するものである。(例えば、サンジェルマン条約は、同条約の結果領域を縮少せられたオーストリアを「オーストリア国」とし、これに対して従前の国家を旧オーストリア・ハンガリー君主国」として明白に区別している。)

(同条約第二四一条―二四五条等)

このような用法は、純粹に形式論理的にみるときは、条約の効力発生前に、条約の効果を予断しているように見え、私法上で一般の契約成立の際について考えられるところと異なるものようである。(前掲法制局見解は恐らくこのようなる考慮から、条約締結時の法律状態として、条約発効前の事態をさそうとするものとみられる)しかしながら、およそ平和条約一般の国際法上の特色は、それが純然たる契約的なものではなくして、戦勝国と戦敗国との間の政治的なとりきめであること、従つて相互の権利義務を定めるよりは、むしろ恒久的な処置や制度を確立するものであること、従つて一種の立法行為であることにある。(The Juridical Clauses of the Peace Treaties. - Fitzmaurice p. 260 R.C. 1946 II.)

条約当事国自体の国家としての要素に変更を加えるものであ

る領域変更に関する規定はその最も代表的なものといわなければならない。かかる文書において、ある地域が一国より分離せられると規定しつつ、更にこの同一の地区をその国の領域としてみなしてゆくことは、平和条約のもつ政治的、立法的な性格がこれをゆるさないのである。

以上の結論として、大蔵省主計局長見解による平和条約第十九条(四)にいう「日本国領域」の字句に対する解釈は正当ではない。沖繩地域は、平和条約によつて、わが国が領土主権を失つた地域ではなく、それは当然に日本国領域に含まれるのであつて、平和条約第十九条(四)の適用があると解すべきである。

5、平和条約の如き、戦争の結果招来されたものろの問題の解決を一元的に行う取極においては、権利放棄の対象は常にその実体を認識し得べき範囲内のものとは限らない。またもしそうなければならぬとすれば第二次大戦後の平和条約のごときものにあつては、戦闘行為終了後数十年を費さなければこれを締結することは不可能であろう。連合国は十四条(b)で、役務賠償の権利を有するアジア地域の連合国のいくつかを除き、一般的にその対日請求権を放棄したが、その内容は到底連合国によつて、実体を認識すべき範囲内のものに止まらないことは、自明といふべきである。

(二)平和条約第十九条(a)は国民の請求権を放棄するものに非ずとする説について。

1、主計局長見解によれば、国際条約において、国は、一般的には国民の権利を放棄することはできないとするものゝ如くであるが、法制局の既述見解の如く(法制局も三十一年十一月の見解では、その立場を軟化した。)これを明らかに規定してはいない。条約が特に明らかに個人の権利について規定している場合には、ヴェルサイユ条約やイタリヤ平和条約におけるように国民の権利放棄もなされると考えられているようである。もしそうであるとすれば、平和条約第十九条(a)の規定により、充分に明白に、日本国民個人の請求権が放棄されているものであることが指摘されなければならぬ。この点について東京地方裁判所は、(国家賠償請求事件、東京地裁昭二九(ワ)九〇〇四号、昭和三一、八、二〇判決)「平和条約第十九条(a)項は「わが国及びわが国民の」すべての請求権を放棄する趣旨であると解

すべきである。右放棄される権利は所謂国の外交保護権と国民の個々の権利とを包含する事は明だからである。」と判示したことがある。かりに主計局長見解が正しいとすれば、現実的に考えた場合、ヴェルサイユ条約、イタリア平和条約、ボン条約、オーストリア国家条約を通じて、第一次第二次両度の大战後の諸平和条約における一貫した取り扱いについて、何故にわが平和条約についてのみ例外を設け、外交保護権放棄、私的請求権存置という、前例をみない奇怪、かつ、複雑な制度を設定するのであるか、全く理解に苦しむところといわなければならぬ。

2、主計局長見解の背後にある一貫した考え方は、おそらく、国は、国際条約において、国民と全く別個の主体であるとする考えであるとおもわれる。しかしながら主計局長見解におけるこの考え方は第一に、国内法の体系における国と私人との関係（なかならず私法的な財産関係としての）を基本として類推したものであつて、国際法の分野には適当しないものであり、第二に国際法学説上の論争点としての国際法主体論の全くの誤解の上に基づかれたものであつて、正当ではなからぬ。

国は、国際法上の主体として、広範な外交関係処理の権限を有する。従つてその条約締結権の内容も、極めてひろい。このことは主権を有する独立国としては、当然のことである。

Chief Justice Hughes は、その判決 (Santo-Vincenzo v. Egan) に、"The treaty-making power is broad enough to cover all subjects that property pertain to our foreign relations, and agreement with respect to the rights and privileges of citizens of the United States in foreign countries, and of the nationals of such countries within

the United States, and the disposition of the property of aliens dying within the territory of the respective parties, is within the scope of that power, and any conflicting law of the State must yield"

このべたのは、この国のもつ、広範な条約締結権を明白に判示したものである。国際関係において、その処理が重要であれば、国はいかなる問題についても、それがいはゆる国の固有のものであつても、また本来個人に属する問題であつても、これについて他国との間に条約を締結することができ、この意味において、国際条約においては、国が当事国としてなす行為であつても、その内容が国民の権利義務に及ぶことは極めて当然のことといわなければならぬ。(このよりの条約締結権を各国の国内法「なかんずく憲法」が制限することはあるがこの点は、本件については関係がない。平和条約がわが憲法上合法の手続にしたがつて成立していることについては争がないからである。後述参照)

なお、主計局長見解にいう国際法主体説云々について簡

単にふれるならば、いはゆる国際法主体についての論争は、条約の実質的效果が個人に及ぶか否かという点についての論争ではない。国際法の主体が原則として国家であるとする事は、そのような国家が国際法上行う行為が国民個人の地位、権利、義務に直接効果を及ぼすということを何等害するものではない。外交保護権の行使はその最もよい例である。本来個人の外国政府に対する請求も、一度はその本国政府によつてとりあげられるときは、それはその本国たる国家の固有の請求権に帰し、本国はその処理にあたり外国といかなる取極めを行うかは全く自由であるとされる。本国は請求を完全に放棄することもでき、これらとりきめがなされた場合には個人はもはや国際的にも国内的にも何等の請求をも行使できないものとされている。(In all

cases, the international settlement of a claim by agreement of the two governments involved, estops the claimant from all right to again demand any redress from the foreign country against which his claim arose. — (Borchardt: Diplomatic Protection - p. 368))

もしも国家の国際法上の行為が原則として個人を拘束し得ないのであるならば、たとえば通商航海条約や漁業条約の諸規定はどのように解さるべきであろうか。

3、主計局長見解は、ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約における対応規定との些細な字句上の相異をとりあげ、例えは「イタリア平和条約には「イタリア政府又はイタリア国民のため」という字句があるに反して、わが平和条約にはかかる字句はないとしている。しかるにわが平和条約の仏文正文をみるに「いりまでもなくわが平和条約では、英、仏、西語は正文であるが、日本語によるものは正文ではない」 - "Le Japon renonce, en son nom propre et au nom de ses ressortissants, à toute réclamation" - となつてあり、正しく

かかる字句が存在することが指摘される。
主計局長見解のこの部分についての所論は恐らくその理論の實質的な核心をなすものであるが、以上で反駁された条約解釈を根拠とするのであるから、その結論自体は別として、正当なものではなく、再びここで詳しく反駁する必要はないと考えられる。主計局長見解は前述のように「政府が放棄したのは国自身の内閣法上の権利であつて私権たる日本国民の財産権そのも

のでけなから、(一)傍点当方による(二)日本国定法の規定上補償の問題は発生してない」というのであるが外務省の見解において、政府が放棄したのは、正しく私権たる日本国民の財産権を含むものと解する。かかる条約締結によつて政府が国内法上、いかなる責任を負うかという問題は、本質的に国内法上の問題である。しかしこの問題を考える上に次のような点は考慮されなければならぬ。

(一)前述のように国家が、その外交關係処理のために有する条約締結の権能は、国際法上、主権国家の有する固有の権能であつて、その範囲は極めて広範である。

(二)各国の国内法及び判例によつても、このよつた条約締結権の広範な内容はひろくみとめて、これを行政府の権能に属せしめ、これに対する制限は、もしありとするも、立法府の協賛を以つて足りるとしている。(イギリス法上、条約締結は行政府(元首)の固有の権能に属し、立法府の協賛は必要ではない。アメリカ法上では上院の協賛のみを以つて足り、下院のそれを要しない。フランス法上では、國際機關に関する条約、平和条約、国の財政に關する条約等の列挙された種類の条約に限り、一般国内立法と同様の立法府の協賛を要する。その他はこれを要しない。わが憲法でも、条約締結権は内閣に屬し、更に国会の承認を要するとされているが、法律と異り、国会が立法するものではない。)

(三)國際條約の締結は、以上のように國家固有の権能に屬する特殊な法規範定立行為であることは、國際法上でも、また各國

国内法においてもひろくみとめられているところである。この権能の行使は、行政府の当然の権能の行使であつていかなる意味でも、直接に国民に対して責任を負うものではない。伝統的に司法部の権能が極めて強固であるイギリス法においてさえ、かかる条約締結行為のごときを、*「国家行為」* (act of state) としてかかる行為を争う係争については国内裁判所の管轄権を否認する判例が確立しており、またフランス法においても、*「政府行為」* (acte de gouvernement) として同じく国内裁判所の管轄がひろく否認されている。わが東京地方裁判所の前述した判決においても、*「法廷は、右条約締結あたり、その内容に關しては、内閣および国会は結局において、憲法その他国内法令の制限を受けざるものではない」と判示したが、そのいわんとするところは、諸国の例におけると同じく、外交關係処理についての国家の有する特殊な権能を明示せんとしたものに他ならない。*

四 沖繩住民の米國に対する請求権について。

この点について、もはや主計局長見解を詳細に論ずる必要はないとおもわれるが、次の点について注意することは必要である。一般に戦争期間中において、一國の政府が戦争遂行上とする措置の如きは、正しく、*「国家行為」* (act of state) に他ならず、このような行為については、他國民がその國を、その國の法廷において争うことは殆んど不可能であり、しばしば法廷の管轄権自体が否認されるものである。Hyde は、この点について、

"In general, domestic tribunals, regardless of the scope of their jurisdiction, are likely to be incapable of adjudicating without prejudice upon the quality of the acts of the authorities of their own sovereign when engaged in conflict."
と云つてゐる。(International Law chiefly as interpreted and applied by the United States, p. 965.)

従つて、國際法の一般原則はかかる紛争については、一般に必要であるところの国内手続による救済をつくすべき義務をなさずして、当該國民の所屬する國が直ちに外交手段によつて交渉を行ひ権利をみとめているの

である。このような事実は、かかる問題が旧敵国間においては本来平和条約において当然に国家間で処理されるべきことを示す一つの根拠に他ならない。(なお、現在の沖繩の特殊な地位からみて、そもそも沖繩住民がどの程度まで米国内法の保護を援用できるか、またわが国が沖繩国民について米国に対して外交保護権を行使できるかという重大な疑問があることも指摘されなければならない。)

五 米國政府の責任について。

この点についてははや議論の必要はない。

六 日本政府の責任について。

主計局長見解はすてにみたように、わが政府には、本件につき、法的責任は存しないとするものであるからここであげられるものは、いずれも法律的名物ではなく、ここに論ずる必要はない。しいていえば、ここで主として論ぜられているものは、わが国の外交政策についてであるが、それらは大蔵省主計局長が国内法上有権的に論ずることのできる事項には含まれないとおもわれる。

寫

蔵計第2570号

昭和32年8月23日

総理府南方連絡事務局長 殿

大蔵省主計局長 石原周夫

講和条約発効前に米軍が使用した沖縄住民の
土地等の損失補償についての琉球政府行政主
席からの照会について

昭和32年6月14日付総南連第492号をもつて照会の
あつた標記の件については、別紙のとおり回答する。

総
理
府

アジア局長の参事官 第一課長

総南連第四九二号

昭和三十二年六月十四日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

條約局長

条約局長

講和条約発効前に米軍が使用した沖縄住民の土地等の損失補償についての琉球政府行政主席からの照会について標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から、別添写のとおり琉球政府行政主席から照会があつた旨、報告してきたのでお送りする。

ついては、本照会について御意見を御回示願いたい。

本信送付先 法制局第一部長

総理府

外務省アジア局長
大蔵省主計局長

32.6.17 第一課

32.6.17 69

32.6.24 局長

回覧番号 了- 805

寫

琉法土第六二号

一九五七年五月二日

行政主席 当 間 重 剛

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

講和前の補償について（照会）

対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償について、米政府は講和条約第十九条の「日本人の米政府に対するすべての請求権を放棄する」という規定で米政府の責任でない」と主張して補償を拒否しておりますことに対して昨年三月以降数度に亘り、民間団体による貴政府との折衝の結果も亦、貴政府には法律上補償責任がないとの理由で、見舞金の支給に留められ、本件は依然とし

総 理 府

て彼此の責任の所在が不明な儘になつております。当政府としては本年一月、琉球民政府に対し、その補償責任の所在については日米両政府間において決定されるべきであるとの考えから、この問題は施政権者たる米政府において日本政府に折衝の上、決定して貰い度の旨意見を申立てました処、去る三月二十七日付で、琉球民政府から別紙写しのとおり本件については当政府が直接に那覇日本政府南方連絡事務所を介して貴政府と請求について折衝するよう指示を受けております。つきましては、本件について貴政府の御意見を承りたいと存じますので、貴政府あて御取次方を御取計らい下さるよう御願ひ致します。

寫

那第四五五号

昭和三十三年五月二十日

那日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長 殿

講和前の補償について

対日平和条約発効前の米軍による土地等の損失補償に関する問題について琉球政府は、兼ねて民政府に対し本問題を日米両政府間で折衝解決されたい旨申出で中のところ、民政府よりは琉球政府が直接当事務所を通じて本土政府と本件要望を折衝して好い旨、指示を受け別添の通り本土政府への伺い提出があつたので送付する。

なお、本件については当事務所としても何等か吐構えを整える要

総 理 府

ありと考へ、本二十日当間主席と会見、右問題に関する琉政側の考へを打診したところ、琉政側としては米側が補償すべきものと考へている立前から、本土政府より本損失は米側に於て補償すべきだ、との法的、事後的根拠の回答を得て、これに基き再度補償方要請を民政府に申し出でたい考へである旨、申し添えがあつたので為念。

アジア局長 参事官 第一課長

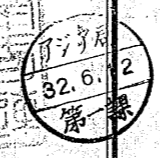
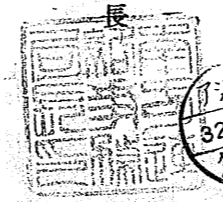
総南連第四五五号

昭和三十二年六月六日

南方連絡事務局 長

外務省アジア局長 殿

講和発効前の土地等の損失補償に関する
書翰送付について
標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添のと
おり送付されてきたので御参考までに送付する。



回覧番号
ア一 788

別添書類はア一深に併文付

総 理 府

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Deputy Governor
APO 331

RICA-LO 150

27 Mar 1957

SUBJECT: Claim Prior to the Treaty of Peace

TO: Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands

1. Reference is made to the following:

a. USCAR letter RICA-GL 150, dated 20 February 1957, subject as above.

b. Your letter GRI-LA(L)-62, dated 25 January 1957, subject: "Request for Negotiations with the Government of Japan as to Compensation for Damages and/or Losses Suffered by the Okinawa People to Their Lands, etc., through the Use of Such by the United States Armed Forces Prior to the Effectuation of Japanese Peace Treaty."

2. This is to advise you that since claims referred to in references listed under paragraph 1 above involved a period prior to United States responsibility for Ryukyuan affairs under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan, and since said claims have been the subject of discussion between Ryukyuan and the Japanese for some time, the Government of the Ryukyu Islands is designated in this case and this case only to negotiate claims directly with the Japanese Government through the Nanpo Liaison Office in Naha.

3. It is desired that this office be kept currently informed of the status of negotiations between the Government of the Ryukyu Islands and the Japanese Government Nanpo Liaison Office, Naha.

FOR THE DEPUTY GOVERNOR:

JOHN L. TANNER
Lt Col, Inf
Director of Admin



琉球列島米国民政府副長官室

AF0331

RICA-LO 150

1957年3月27日

首題：講和前の補償請求について

あて：行政主席

1 参考文書

a 標記首題の1957年2月20日付当民政府書簡 RICA-GL
150

b 1957年1月25日付「琉法上-62号」書簡「米国軍隊の使用に
より講和発効前に蒙つた沖縄人の土地等に対する損失につ
いて日本国政府との折衝方願いについて」

2 上記両書簡により言及された請求は対日講和条約の第3条に
よる米国の琉球に対する責任発生以前の期間に係るものであ
り且つこれらの請求は嘗つて日琉間において討議の対象とさ
れたものであるので、この件だけに関しては琉球政府が那覇
の南方連絡事務所を介して日本国政府と直接に請求について
折衝するよう指示する。

3 貴政府と日本政府在那覇南方連絡事務所との折衝の状況につ
いては絶えず当民政府に通報するよう希望する。

副長官に代り

庶務課長 ジョン L ターナー 少佐代理

ロベルタ ラストルファア 署名

寫

那第二五九号

昭和三十三年四月二日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長 殿

講和条約発効前の土地等損失に関する件
標題に関し、米国民政府から琉球政府に送った書翰別紙の通り送
付する。

総 理 府

アジア局長 南班 参事官 第一課長

総南連第三二四号

昭和三十三年四月十八日

総理府南方連絡事務局

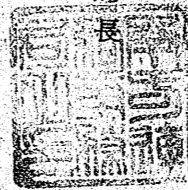
外務省アジア局長 殿

沖繩における講和条約発効前の土地等の損失補償について
標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写の
とおり報告があつたので御参考までに送付する。

本信送付先 外務省アジア局長 大蔵省主計局長
添付書類 四月二日付 那第二五九号 写一

本件関係往復
文書は、
那覇事務所
から取寄せ
して送付
する
こととして
いる
五月一日付
本信
に
付
記
す

総理府



回覧番号
ア- 512

潮見入
アミア属第一課長

昭和三十三年四月十日
アミア属第一課長

講和後初前の土地等の損害補償要請に関する
琉球側との懇談概要

一日時 昭和三十三年四月六日 於外務省会議室(五三子)

出席者 伊達市町村農地委員会委員長 桑江朝幸

講和前後農地被害委員会委員長 安次高橋雄
伊達市町村農地委員会委員長 渡慶次賢善

講和前後農地被害委員会委員長 安次高橋雄
伊達市町村農地委員会委員長 渡慶次賢善

外務省アミロ司 菅江源次郎 島田潮幸 橋本良

三要旨

(桑江) 対日平和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償については琉球側からわたり米側に対し損失補償を要請しているが、一九五五年

外務省

六月二十三日ウィリアム・マートン少将は米閣下陸軍委員会人前において

日中平和条約により米側に對する國々の戦時補償請求権を放棄したと云う。

故に米國政府は米側委員に對し、沖地住民の損失財産の補償を求め、

の責任をいふ私言をいふ。米國政府は、右旨の見解を述べた回答

をよこして、この日中政府に提出した資料損害補償要請書

に對し、琉球政府は、日中政府特別補償方針、輕微算の用に供す、

土地等の損失補償の損失査定に早急し、伊達市町村調査員をい

外務省

この調査を査定せしめしむるに、総額は百七拾七拾月あり。

現況
におき、本問題解決のため、前前補償獲得期成会と本年4月

十九日結成した。用期成会中、琉球政府も期成会への直接参加を

期成会を側面的に援助 （この期成会とて） する。また、米軍の沖縄住民に対する

人権侵害の補償に、この期成会におき、一括処理とはこの主張 （米軍） がある

の七日下核討中である。

琉球軍用地が返還されるにも、原状回復が困難である。大半は使用不可能

である。(1)は使用可能、(2)は使用不可能)しかし、将来、地料も貰え

ない結果、なすむ却て解決 （米軍） できない困る実情がある。

従って、将軍一括押上る琉球用地が将来返還されるに協定、米軍による

復原費用の補償が得られない限り、かかる使用不可能な土地に対しては

日本政府が元の土地を買取る等の権限の増設が望ましい。

一方、米側は平和条約発効前からの経過を以て、この土地の補償は、これは

一九五二年四月二十八日現在が状態である。この土地を原状回復し、

して、土地の用途等に伴う条約義務等に生じた損害に對しては
 米側は責任を負ふこととする。但し平和条約締結後、生じた損害があること
 明らかになれば、認定に付して土地に對しては、^{米側}補償を行ふ運前とする。即ち、
 講和条約前より、米側補償問題については、一昨午、スチラス總領事に對して陳情
 した際、同總領事は、平和条約第九條の法律問題と施政権者である
 米側の行政上の立約から觀て、本問題は極めて意味ある且つ重大な
 問題であるとした。

(菅沼譯長) 嘉平日、政府の沖繩問題に對して、諸報に對する土地等の
 米側補償に關する見舞金十億円は、現地側におよぼす如何なる影響があるか。
 (菅沼) 現地側は、米側政府に對して非常な感謝を示し、右見舞金は、
 各地に對して、米側補償申請額が、何の金額に依りて分配されること。
 此れが、米側補償要請の中核に在り、米側調査部におよぼす影響に解放
 された土地に對して、米側補償に對して、如何なる影響があるか。
 米側、米側問題に對して、米側政府に對して、米側補償に對して、米側政府に對して、
 米側補償に對して、米側政府に對して、米側補償に對して、米側政府に對して、

際、同想、取手は本問題、は國務省の所管事項である、同省と連絡

の上、解決を計らう努力した、こと主にな。よって、十指押止し及、講和補助

前、土地等の預天、預便の問題、久、是は併、を村、米、折、断、を、要、望、す、と、い、ふ、あ、

(菅五郎長) 一、折、神、を、中、止、し、頃、賞、方、大、に、切、換、え、と、す、る、は、地、以、更、新、の、問、題

か、起、る、地、以、の、よ、う、を、解、決、す、る、點、に、は、現、在、の、如、何、に、考、え、ら、る、か。

(藤江) 一、帝、御、儀、銀、の、同、款、に、つ、い、て、同、様、な、あ、る、か、以、政、付、は、帝、御、儀、銀、の、

調、停、委、員、会、と、設、け、ら、る、の、心、地、以、ら、ら、る、も、米、税、双、方、同、じ、地、以、

調停委員会と設けて解決に専らめることした。現在地以は三年
を過ぎず、約、迄、に、上、昇、し、ら、る、の、を、四、半、日、か、か、地、以、の、調、査、を、進、め、て、五、半、日、に
評、価、を、行、う、こ、と、す、小、木、が、長、い、こ、思、う、。一、軍、用、地、地、主、は、部、隊、と、の、連、繫、が、強、く
依、存、地、と、謝、不、能、い、る、勢、に、以、村、地、を、其、地、周、辺、に、木、の、こ、を、建、之、崎、石、地、域、の
地、價、が、漸、に、昂、騰、し、ら、る、。

(渡慶次) 北谷村は農耕地のうす、九、五、分、か、一、折、神、の、軍、用、地、と、な、ら、る、こ、と、い、う、。

(菅五郎) 一、折、神、の、海、軍、收、入、を、廢、り、た、軍、用、地、地、主、に、對、し、て、米、米、半、半、

表の二七〇号に譲渡之旨ありし神領地小作。沖地の地位が平和条約
 第三條より暫定的としを以て軍用地使用の権利も當に暫定的
 として切替へしありある。是を本問題に行政上の問題として
 長付けし小作は如何なるにせよ、日中政府が沖地住民に對しては
 無期限の使用許諾権を米側に譲渡し、米側は土地購入を奨励す
 べしと思ふ。

(菅沢浩長) 乳猪を以てそのありし米側は土地購入を奨励すべしと思ふ。

借地と小作問題の起るは無期限使用許諾権を譲渡して買つたこ
 同様の借地を譲渡して買つたものと同様である。私見では單賣的性質の小作は
 この土地の所有は認められ、米側の無期限使用許諾権を譲渡して買つたもの
 日中政府が土地所有権を譲渡し、米側に使用許諾権を譲渡することす小作
 地民の不利益はなからうと思ふ。

(桑江) 米側は政府個人間の契約には私法上の拘束力ありし日本
 政府の介在の余地なきことを主張すべし。

(菅元) 米側は土地を買ったものだから米國政府の所有財産であるか、その土地の所有権はあくまで沖繩に属している。施政権が遷遷された場合は西令第一百四十年に基いて私法上の権利は当然ながら承継するべきものと思ふ。

(葉江) 日米政府の承継を認めれば、米側は押し付けがましい形で代償が不要となり、日米政府の財政的負擔となる地がある。この際日米政府の善悪は考慮すべきであらう。

諸邦米領事の手帳神債要請の問題については米領事側も同意して

いづれを連ね陳明書は定期委員会から提出するから、神債は日米折衝の基で何れが神債するかの明確にして裁きよう配慮を要する。

本問題については外務省前下田参約局長は、昨午五月十八日、日米政府の両方の間の同様の問題の解決を促してあること、~~神債~~石見解決のよりの同意するところである。

本邦神債物には、戦争中五重への損害賠償を認めない。終戦後発生した損害のみを計中とする。日米政府は昭和二十一年勅令第一六三号

琉球土地収用委員会における宣傳供述書

「米重工兵隊の土地評価方法」

沖繩工兵地区不動産評価課長(米國評価人會會員)
ウィリアム・W・シエーファー

農村の(農地經濟)評価法は、農業經營者並に農地評価人のアメリカ人社会員に示されて、下記の評価原理に基いて行っている。

評価消價格は、

A. 収入資本化

B. 比較

C. 再生費用(住宅の場合に於ての)

により決定されている。

一九五五年七月一日現在に於ける琉球列島の生産地の總体的評価に就き沖繩地区工兵隊に依る實際の發展は下記に依り完成された。

一 評価課の職員は越来村(現在では胡差市)、美里村、谷武村、南風原村、夏志川村並に宜野座村の役員達と連絡をとつた。宜野座の村は或る代表的なグループをなすものと考へられた。評価人は調査をなした初期本年間、一九五四年度に対する米二期並に二期休当りに付き、生産の成分及び費用、労働費及び全収獲生産高に關し情報

を受けた。村役員達並に宜野座村の百姓は、米の反当り生産及び産出成分並に費用に關し又伊佐決地区に於ける二期休に対する總収入及び他収入並に關して連絡され、訪問を受けた。(証拠書類Eとして作り、記載されたものと見よ)。(宜野座の訪問と調査にて確かならされた統計的資料は一覽表にされた。

二 一九五二年、一九五三年並に一九五四年に対する琉球列島の一般米生産高資料は琉球政府經濟課、主任藤原氏(音訳)から受けた。その琉球政府に依り提供された米生産高圖表は村別生産高を示し且つ更にその米は地域別即ち北部、中部、南部沖繩と離島地区に別けられてあつた。生産高に就いての沖繩を三区分した區別即ち北部、中部、南部沖繩を私達の總体評価に採用された。

三 此の琉球政府の生産高資料は私達の數多くの地域に対する米生産高と収入高圖表とつくるため谷村並に百姓に依りなされた情報と比較し且つ判断した。(一九五二年度の圖表は証拠書類Fに示してある) 項別平均出費は証拠書類Hに示す如くである。

四 數多くの地域に対する生産高並に収入の圖表は或る均分された村に対する田世の平均的使用料評価とつくるべく上記一般討論に示した要索に於て何値うけら

水た。(証換書類Iと見よ) 発展をなした評価の正確さはその様に決められた総収入額が証換書類Iに示された一九五五年の秋に琉球政府経済課主任瀬長長に依り報告された如き優勢比率、総収入額の三分の一と割合に近似すると言ふ事に示されてゐる。

五 田地の全等級(一等一五等)に対する平均収入額数字は村役員並びに地主に依り提供された一般資料を基準とし生産高並びに各等級に因係した費用と上下に亘り考慮しつつ置かれた。等級二に對し、生産高は等級三に對するよりも約一反当り〇・二〇石多く、等級一に對しては等級二に對するよりも約一反当り〇・二五石多く、その間等級間と五は類似的に漸次反当り〇・二〇石だけ少いと云ふ事を考慮された。田地の各等級に對して最終平均総収入額を算出する為様々な生産高に於る差額に對しても亦調整がなされた。收穫物のうちから副産物の各々に考慮がなされた。

六 米合衆國議會に對する情報として一九五五年夏、琉球政府に依り発行されたパンフレット即ち補償に就ての計算に對する基準(抜萃は証換書類Kに示されてある)に述べてある如きパーセントは依る区分に類似せる。四つの基本的畑地收穫物の各々にて或る代表的植付レエーカーの通常の代表的額を示すべく一エーカーがパーセント

に依り区分されたものを除き、畑地の全等級 (証換書類J、L、M及びN)に對する価格を決定するのに、同似の方法が使用された。平均村の畑三等地に對する代表的年間使用料評価が行われた。(証換書類N)

各村に於る生産力のある畑地の各等級並びに種類に對する使用料價格の目録は五頁の上段に引合された場所並びに経済的使用特色の各件に於る評価に依ると四節並びに六節(証換書類I及びD)に於て論ぜられた平均目録に就ての凡ゆる上下の調整に依り算出された。生産力のある農地からの年間総収入額が收穫物は依る総収入額の略々三分の一となり且つ土地價格が該収入額の三倍を少し上回つてゐるので、その様な農地には普通約一〇%の現価計算がなされてゐる。

非(農)耕作地は従つて通常堅実と言つて生産的でなく又上記方法は依る評価に出來ない。最高にして且つ最善の利用をなすに當り私達は全琉球に亘り地主及び政府役員に依り一般に使用されてゐる各土地を種別し且つ等級別にする様式を採用した。数多くの市町村の村役員並びに地主達は土地の様々なる等級並びに種類の土地價格

に就ての關係に因し償向された。

b) 各村に於る土地の各種並びに等級に対する土地価格は上記せる場所並びに經濟使用要素と考慮し比較資料に基づき算出された。登記記録に示されたものより土地の最高最善の利用に於て変更が特殊な經濟使用要素より生じたそれら少数の地域に対し変更されたその最高最善の利用が採用された。この等の例は大部分新しく發展した商業中心地に制限された。

c) 商業的に収入を生じていると考慮された土地に対して、使用料は通常土地価格の二〇%にて計算された。その他全ての土地に対し使用料は各村に因し各等級並びに種類に対し土地価格の六%にて計算されている。

d) 山林地の場合に於て、實際に認定された(記者註:明かに大きな意)森林より収益がある。そして散在せる木方も少量あると認知されたが、併し大きな地域は伐採されてしまつてゐる。現在の実在せる森林地は相対的に森林地として受取り難い事が注目された。森林地に対する使用料は評価された土地から、村の地主が

受領されると期待出来るもので通常平均収益である。立木は従つて、もし土地の利用が全体的に必要となつたその時には地上物件として購入される。